

## 新型コロナウイルス禍におけるオンライン授業に対する雑感

中 正 樹\*

### 1 はじめに

2019年11月末、中国の武漢において新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が発生した。やがて、感染は世界的に拡大した。2020年4月7日、感染拡大を受けて、日本政府は緊急事態を宣言した。<sup>(1)</sup>それにともない、新学期を迎えた全国の大学の多くは、学生を集めて行う通常の授業の開始時期を延期し、授業のオンライン化へと舵を切った。<sup>(2)</sup>

4月からオンライン授業を開始した主な大学としては、国立大学では東京大学や東北大学、そして私立大学では関西大学や立命館大学がある。しかしながら、それらの大学ではトラブルが相次いで報告された。その多くは、学生からのアクセスの集中によってオンライン授業のシステムに負荷がかかり接続しにくくなった、または接続できなかったというものであった。それらの大学は状況を予測してシステムを強化していたが、大規模なオンライン授業の経験がなく、試行期間を経ることなく開始したことがトラブルの要因となった。また、これまでオンライン授業を担当したことのない教員たちの戸惑いや、通信環境を自己負担することに対する学生の不安が伝えられた。

5月の大型連休が明けると、国立大学では京都大学や九州大学、私立大学では明治大学や中京大学といった大学がオンライン授業を開始した。11日には早稲田大学が、12日には同志社大学がそれに続いた。筆者が所属する日本大学法学部も、11日からオンライン授業を開始した。

筆者は、2019年10月に日本大学法学部に着任した。年度途中での着任ということもあり、学部教員としての本格的な生活はこの4月より始まったと考えている。しかしながら、年度開始早々に学内入構が禁止され、授業がオンライン化されたことで、学部の教育について十分に理解を深められていない状況でオンライン授業を担当することになった。付け加えるならば、オンラインで授業を担当するのもこれが初めての経験である。本稿では、以上のような状況に置かれた一教員の感想を述べていきたい。

### 2 オンライン授業のシステム

オンライン授業の実施方式として、学部から提示されたのは三つであった。すなわち、①オンデマンド方式、②課題提示方式、③ライブ方式である。なお、オンデマンド方式はさらに動画方式と音声方式に分けられる。筆者は、講義形式の授業ではオンデマンド方式における動画方式を、演習形式の授業ではライブ方式を選択した。

また、いずれの実施方式においても、学生と連絡を取るためのプラットフォームとしては法学部ポータルおよび Google Classroom が提示された。Google Classroom は、Google が開発した教師による課題の管理をサポートするシステムであり、日本大学が導入している G Suite for Education

---

\*なか まさき 日本大学法学部新聞学科 准教授

とも連携している。

オンデマンド方式の授業を実施するにあたり、学部から作成・配信のプラットフォームとして提示されたのは、Zoom、Google Meet、YouTubeである。筆者は、プレゼンテーションソフトウェアで作成した授業スライドを動画化して、YouTubeにアップロードした。そして、その動画への限定公開のリンクをGoogle Classroomのクラスで公開した。授業資料となる動画ファイルも原則としてYouTubeにアップロードしたが、状況に応じてGoogle Classroomのクラスのドライブフォルダを利用した。その理由については、後述する。

ライブ方式の授業の実施を実施するにあたり、大学から作成・配信のプラットフォームとして提示されたのは、Zoom、Google Meetである。筆者はZoomを選択したが、懸念が一つあった。それは、時間制限である。Zoomを提供するZoom Video Communicationsは2020年3月1日から同サービスの有料プランを教育関係者向けに無料で提供すると発表していたが、その期間を同年4月30日までと定めていた。Zoomは無料プランでも3~100人のミーティングを実施できるが、40分までという時間制限がある。したがって、このままではライブ方式の授業をできなくなるのではないかと思われた。この懸念は、5月に入り学部が有料プランを契約したことで払拭された。

前期が終了した現在、学部によるオンライン授業のためのプラットフォームの選択は、概ね問題がなかったと考えている。提供されたオンライン授業実施のためのマニュアルや授業実施のためのガイドラインは、大変参考になった。筆者は、オンライン授業をめぐる環境に対しては満足している。

とは言え、オンライン授業という授業形式自体に対しては問題をまったく感じなかったわけではない。そこで、次章ではそれらを今後の課題として整理したい。

### 3 オンライン授業をめぐる問題

筆者が問題を感じた点として、ここでは三つの点を取り上げて整理する。それは、①コンテンツの二次利用の問題、②学生とのコミュニケーションの問題、そして③成績評価の公正性の問題である。

#### ①コンテンツの二次利用の問題

大学の授業において、テレビ映像や新聞記事を二次利用することは、ごく一般的な行為である。著作権法は、学校などの教育機関における二次利用について「必要最小限とし、著作物を複製する場合はその出所を明示」すれば、著作権の侵害にはならないと定めてきた。そして、それらを公衆送信（オンデマンド配信やメール送信など）する行為は、これまで認めてこなかった。

しかしながら、教育の情報化の推進を目的として改正著作権法が2020年4月28日に施行され、授業で使う新聞などの著作物を学生に公衆送信する場合、教育機関の設置者（教育委員会や学校法人など）が指定管理団体である授業目的公衆送信補償金等管理協会<sup>(3)</sup>に申し出て、一定の補償金を支払うことで著作権者等の許諾を得ることは不要になった<sup>(4)</sup>。2020年度に限り、この補償金は無償となっている<sup>(5)</sup>。しかし、届け出が不要というわけではない。実際には、有償のときと同様に届け出ることが求められている<sup>(6)</sup>。

上記のような改正著作権法の施行を経て、オンライン授業におけるマス・メディアのコンテンツ

の二次利用が可能になった。文化庁によれば、これらのコンテンツを誰もが見られるウェブサイト上にアップロードすることはできないが、例えば YouTube を活用する場合であれば、動画のプライバシー設定を「非公開（指定されたユーザーのみが動画を視聴できる）」や「限定公開（動画のリンクを知っている人のみが視聴できる）」を設定し、受信者を限定することでアップロードは可能であるとしている（文化庁著作権課 2020）。

しかし、配信するプラットフォームが二次利用を目的とするコンテンツのアップロードを許容しているとは限らない。例えば、筆者は授業資料として用いるために、録画したテレビ映像を動画ファイル化して、YouTube へのアップロードを試みた。学生のみが視聴できるように、動画のプライバシー設定は「限定公開」を設定した。しかしながら、その映像は著作権侵害の警告を受け、公開することができなかつた<sup>(7)</sup>。

プラットフォームからすれば、その動画のアップロードが教育目的なのか、それ以外の目的なのかを判断することはできない。したがって、一律に対応することは納得できる。そしてこのシステムがある以上、YouTube を授業資料としてのテレビ映像を配信するためのプラットフォームとして活用することは、現時点では困難であると思われる<sup>(8)</sup>。

最終的に、動画ファイルは Google Classroom のクラスのドライブフォルダにアップロードできた。しかし、このアップロードが同サービスの規定に沿ったものなのかは不明である。Google Classroom は YouTube と同様に Google が提供するサービスであり、今後の動向が注目される。

## ②学生とのコミュニケーションの問題

筆者の前任校となる国立大学の所属学部の定員は、2020年度は213人であった。対して日本大学法学部は1,733人である。この規模の違いは、講義形式の授業において学生数の違いというかたちで顕著に現れる。

前任校であれば学生数が100人を超えることは稀であり、特に選択科目ともなれば多くとも50人前後が一般的であった。その規模であれば学生に質問したり、または質問を受けたりと、いわばゼミナールのように意見の交換をすることはさほど難しいことではない。しかし、新しい職場では学部の規模を反映して担当授業における学生数は大幅に増加することが予想された。そのような状況において、授業のマスプロ化を防ぐためにはどうしたら良いのだろうか。

上記のような懸念を抱いていた筆者が参考にしようと考えていたのが、前田益尚が提案する「ライブ授業」である（前田 2017）。前田は、ハーバード白熱教室で知られる M・サンデルの授業スタイルを例に挙げ、授業における「質疑応答（コール&レスポンス）」の重要性を強調している。そして、いわばライブの如く「その時間その場所でしか体感できない」授業をすることが、学生たちの問題解決能力を向上させ、かつ彼らが教室に通うモチベーションになると主張した。

もっとも、この授業スタイルをそのまま導入できるとは思わない。議論を通じた問題解決能力の向上よりも、知識や技能の習得が重視される科目がある。筆者のパーソナリティの問題もある。それでも、学生とのコミュニケーションを重視するスタイルは、学生の多い授業においてマスプロ化を防ぐ役割を果たすと考えていた。

しかしながら、この授業スタイルをオンデマンド方式の授業で実施することは難しい<sup>(9)</sup>。オンデマンド方式では、そもそも学生とリアルタイムのコミュニケーションは成立しない。Google

Classroom のクラスにおけるコメント欄を用いた質疑応答は可能だが、それはコール&レスポンスと呼べるものではないだろう。また、対面形式の授業であれば学生の反応から授業内容に対する理解度をある程度測ることができたが、オンデマンド方式の授業ではそれはできない。授業の理解度を測るためのテストを随時実施すれば、それはある程度測ることができるかもしれない。しかし、その場合には学生の授業負担および教員の採点負担が増えることになる。以上のように、オンデマンド方式の授業においてマスプロ化を避けることは難しい。

それでは、ライブ方式の授業であればどうだろうか。プラットフォームとして Zoom を用いるなら、画面共有の機能を用いて授業スライドを表示させつつ授業を進め、ギャラリービューを活用して質疑応答することができる。コメント欄を用いて、質問を受け付けることもできる。授業のマスプロ化を防ぐには、オンデマンド方式よりも適していると思われる。

しかしながら、筆者は先述のように講義形式の授業ではライブ方式ではなく、オンデマンド方式を選択した。その理由は、一言で言えば授業に対する習熟度の問題である。昨年度途中で着任した筆者は、新しい職場での授業に十分に習熟しているとは言い難い。学生の性格や傾向についても未知の部分がある。そして、ライブ方式の授業自体、初めての経験である。そのための授業ツールである Zoom についても、オンライン授業の実施が決定するまで、ほとんど知識を有していなかった。以上のような状況を考慮すれば、現時点で不測の事態が予測されるライブ方式の授業を選択するのは、リスクが高いように思われた。

したがって、授業や学生、そして授業ツールに対する理解を深めていくことができれば、将来的にはライブ方式を学生の多い授業においてもオンライン授業の選択肢の一つとすることができるのではないかと考えている。

### ③成績評価の公正性の問題

オンデマンド方式の授業において、筆者はテストを実施した。問題は Google フォームを用いて作成した。これまでに、解答選択式の問題は毎回の授業でリアクション・ペーパーとして出題していたが、テストでは記述式の問題を出題した。また、テストは対面形式の授業と同様に、解答時間を制限して実施した。そして採点したところ、その正解率は予想以上に高かった。

性善説にしたがえば、この結果は、新型コロナウイルス禍において学生が真面目にオンライン授業に取り組んだ成果である。その科目においては、対面形式の授業よりもオンライン授業の方が、学習効果が高い。そのような結論になるだろう。

それでは、性悪説にしたがえばどうなるだろうか。残念ながら、不正をしようと思えばいくらかでも抜け道はある。ウェブサイト上でテストを受けるわけだから、ブラウザを用いて不明な点を検索しながらテストを受けることができる。また、メールやアプリ、SNS を用いて学生間で連絡を取り合うこともできる。

より安易な方法もある。それは、授業動画をダウンロードして保存しておき、それを視聴しながらテストに解答することである。ダウンロードした授業動画をアップロードしたならば、それは著作権侵害行為となり、刑事罰の対象となる。現に、学生にもそうした行為を慎むように厳重に注意している。

しかし、授業動画のダウンロード自体は違法ではない。教員から送信された著作物の学生による

複製は、通常は「授業の過程」とみなされ、著作権侵害には問われないからである。またダウンロードをしなくとも、授業動画をパソコンやスマートフォンで撮影して保存することもできる。対面形式の授業でも板書の内容をスマートフォンで撮影する学生は珍しくないことを考えれば、十分にあり得ることである。

実際のところ、学生がどのようにテストに解答したのかを確認する方法はない。対面形式の授業におけるテストと同じ心がけで解答した学生もいただろうし、ダウンロードした授業を視聴しながら解答した学生もいただろう。ここで問題となるのは、成績評価の「公正性」である。前者の学生の成績は、後者に劣るかもしれない。後者の行為は、対面形式の授業であればカンニングに近い。しかし、繰り返しになるがそのことを確認する方法はない。

この問題を回避するには、テストを授業において学んだ知識を確認する形式で設計するのではなく、授業において学んだ知識をもとに学生の思考を問う形式で設計することが必要になるだろう。しかし、科目によっては知識や技能の習得度を測ることが必要な場合もある。難しい点である。

#### 4 おわりに

緊急事態宣言にともなう授業のオンライン化は、大学を異動したばかりの筆者にとって確かに負担であった。しかし、負担の軽減につながったと感じる機会が多かったのも事実である。例えば、Google Classroom の機能を用いれば授業資料はアップロードするだけで良く、印刷して配布する必要がなかった。課題レポートの提示と回収がスムーズに実施できた。Google フォームで作成したリアクションペーパーを用いれば、出席のカウントも手間いらずであった。テストについては上記のような問題を感じたが、その実施と採点はテスト用紙を配布する場合と比較すると効率的であった。

また、これはオンライン授業を実施した多くの教員が感じていることであると思うが、学生の出席率が非常に高かった。オンデマンド方式の授業ではリアクションペーパーで出席をとったが、どの回においても9割以上の学生が回答していた。また、ライブ方式の授業では、遅刻や無断欠席をした学生はほぼ皆無であった。

以上の経験から思うのは、オンライン授業は対面形式の授業にはないメリットを有しているということだ。オンライン授業は、対面形式の授業ができない場合の単なる代替手段ではなく、新しいもう一つの授業形式として理解すべきである。そして、それはこれまでの授業に対して「対面形式の授業でしかできないことは何なのか」を問うているように感じている。

新型コロナウイルスの感染拡大がいつ収束するのかは、「いまだ」見通しが立っていない。したがって、今後もオンライン授業を継続することを前提に、その授業のあり方を模索していく必要がある。そして、「いつか」感染拡大は収束する。そのときは対面形式の授業が再開されるであろうが、ただ以前の授業の形式に回帰するのではなく、オンライン授業の実施を通じて得た経験と知見を生かすことが必要であろう。

感染拡大が収束した後の授業のかたちとして筆者が想定しているのは、オンライン授業と対面形式の授業のハイブリッド化である。Google Classroom、YouTube、Zoomといったツールは、対面形式の授業が再開された以降も継続して活用していくつもりだ。これらは、対面形式の授業を補うための重要なツールになる。そのような考えたとき、現在の状況は自らの授業スキルを向上させる

ための、またとない機会でもあると強く思うのである。

## 注

- (1) 正式名称は「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」。新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づいて、2020年4月7日から5月6日までを実施すべき期間として宣言された。期間は延長され、実際に緊急事態が終了した旨が宣言されたのは同年5月25日であった。
- (2) 文部科学省による4月23日時点における集計では、全国の大学の約9割が授業の開始時期を延期した。また、ほぼすべての大学がオンライン授業を「実施」または「検討中」と答えていた（文部科学省 2020）。
- (3) 一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS：サートラス）。教育の情報化を推進するために2020年4月28日から始まった「授業目的公衆送信補償金制度」において、補償金を回収し、権利者に分配するために設立された文化庁長官による指定団体。
- (4) 2021年度以降にオンライン授業でコンテンツの二次利用をする場合、大学は授業目的公衆送信補償金等管理協会に所定の届け出を提出し、一定の額の補償金を支払うことになる。その金額は、学生一人当たりの年額を設定し、それに補償金の算定対象となる人数を乗じることで算出される。
- (5) 授業目的公衆送信補償金等管理協会のホームページには「新型コロナウイルスの感染拡大という未曾有の事態を受け、質の高い教育環境を確保するための遠隔授業等において、著作物が教材として円滑に利用できるよう、令和2年度に限り暫定的にこの補償金を『無償』として文化庁長官に認可申請」した結果、2020年4月24日に認可を得たとの説明が掲載されている（授業目的公衆送信補償金等管理協会 2020）。
- (6) 授業目的公衆送信補償金等管理協会のホームページの「FAQ（よくある質問）」では、教育機関に対して「本協会は2020年度に限定した特例として、文化庁長官に補償金額を『0円』（＝無償）として認可申請し、4月24日に認可を受けましたが、手続きにつきましては、人数の情報を省くなど簡略化させていただくものの、有償の時と同様をお願いする次第です」と述べられている（授業目的公衆送信補償金等管理協会 2020）。
- (7) YouTube は、コンテンツ ID というシステムを用いて著作権侵害に対応している。これは、コンテンツ所有者が提出したファイルのデータベースと照合することを通じて、著作権侵害をしている映像や音楽を自動検知して違反者に警告を発するというものである。
- (8) YouTube への動画ファイルのアップロードをめぐる問題は、筆者の知識不足の可能性もあることを付記しておきたい。
- (9) 前田の提唱する「ライブ授業」は、放送大学やオンデマンド方式の授業に対するいわばアンチテーゼとして定義されている。教室という時間と空間に縛られた場所において、再現性のない、大学でしかできない授業を実施することこそ、大学の存在意義であると前田は主張する（前田 2017）。

## 参考文献

- 文化庁著作権課（2020）「平成30年著作権法改正による『授業目的公衆送信補償金制度』に関する Q&A」（2020年8月27日取得，[https://www.bunka.go.jp/koho\\_hodo\\_oshirase/hodohappyo/pdf/2020042401\\_04.pdf](https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/pdf/2020042401_04.pdf)）。
- 授業目的公衆送信補償金等管理協会（2020）授業目的公衆送信補償金等管理協会ホームページ（2020年8月27日取得，<https://sartras.or.jp/>）。
- 前田益尚（2017）『大学というメディア論——授業はライブでなければ生き残れない——』幻冬舎ルネッサン

ス新書.

文部科学省 (2020) 「新型コロナウイルス感染症対策に関する大学等の対応状況について (令和2年4月23日時点)」 (2020年8月27日取得, [https://www.mext.go.jp/content/20200424-mxt\\_kouhou01-000004520\\_10.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200424-mxt_kouhou01-000004520_10.pdf)).

サンデル, M・小林正弥 (2011) 『サンデル教授の対話術』 NHK 出版.

YouTube (2020) 「Content ID の仕組み」 (2020年8月27日取得, <https://support.google.com/youtube/answer/2797370?hl=ja#>).

